

2017年11月24日

タカタ株式会社  
代表取締役会長兼社長 高田 重久

タカタ九州株式会社  
代表取締役社長 桂田 治夫

タカタサービス株式会社  
代表取締役社長 川崎 修

## 再生計画案提出期間の伸長について

タカタ株式会社、タカタ九州株式会社及びタカタサービス株式会社（以下、総称して「当社ら」といいます。）の再生計画案の提出期間につきましては、2017年11月27日までと定められ、その旨を債権者の皆様にご案内させていただいておりましたが、このたび、東京地方裁判所に対し、再生計画案の提出期間の伸長を申し立て、同裁判所よりその決定を受けましたので、お知らせいたします。

### 1. 伸長後の再生計画案の提出期限

2018年2月28日

### 2. 再生計画案提出期間の伸長の理由

2017年11月21日付「当社とキー・セイフティー・システムズ社との間の事業譲渡に係る最終合意について」においてお知らせいたしましたとおり、キー・セイフティー・システムズ社（社長：ユーシン・タン、本社：米ミシガン州、以下「KSS」といいます。）との間で、当社グループが全世界で保有する資産および事業のKSSへの譲渡（以下「本取引」といいます。）につき最終合意に至りました。

もともと、本取引において契約上の諸調整および民事再生法所定の手続を経る必要等に鑑み、再生債権者の皆様に対する弁済の見通しの確定には若干の時間を要する状況にございます。

そのため、再生計画案の提出期間を2017年11月27日から伸長する申立てを行いました。

### 3. 当社らの事業について

上記のとおり、既にKSSとの間で本取引についての最終合意がなされており、再生計画案提出期間の伸長は再生債権者の皆様に対する弁済の見通しの確定に若干の時間を要することを理由としております。



このような事情は当社らの事業に全く影響するものではありませんので、当社らは、引き続き本取引の実行に向けて従前通り事業を継続して参ります。今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上